

令和5年度
第12回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和6年3月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第12回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和6年3月19日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和6年3月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和6年 3月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和6年 3月25日 14時08分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	竹田 憲治	○	11	中村 一彦	○
	2	田村 昭雄	○	12	竹田 和夫	○
	3	阿部 正光	○	13	工藤 嘉充	○
	4	菊田 健生	○	14	古川 美枝子	○
	5	熊澤 威人	○	15	向久保 勉	○
	6	小山田 和義	▲	16	山本 範夫	○
	7	國司 功	○	17	大森 直子	○
	8	松村 勝彦	○	18	三浦 美恵子	○
	9	吉田 晃	○	19	立柳 優	○
10	高橋 栄光	▲				

議事録署名委員	議席番号 9番	吉田 晃	議席番号 11番	中村 一彦
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	田村 春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花 浩		
	農業振興係主事	遠藤 久美子		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主事	恩 賀 ひとみ		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号6番小山田和義委員、体調不良のため、議席番号10番高橋栄光委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和5年度第12回八幡平市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、9番 吉田晃 委員、11番 中村一彦 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第12回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第12回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和6年3月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和5年度第12回総会について

以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

なお、関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、4月10日午前9時30分に決定となりました。

2項目め。令和6年度最適化活動の目標の設定等について

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

3項目め。令和6年度主要行事予定について

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

以上、2項目について協議を行いました。改めて本日の農業委員会議の協議事項で事務局より、2項目の説明を行う事としております。

続きまして、5情報提供等となります。

運営委員から1件の質問が事務局に出され、運営委員と事務局の間で情報交換が行われました。

続いて、立柳会長より運営委員に対し要望が出され、三浦会長職務代理者より委員が参加した研修会の感想が述べられました。

次に事務局から1件の情報提供及び1件の事務連絡を行い、運営委員と事務局が発言を行いました。

その他の内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和5年度第12回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和6年3月25日 運営委員会 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第12回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の8ページをご覧ください。

令和6年2月22日から令和6年3月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧6番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧7番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は3月14日の木曜日でございます。16件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の3番委員阿部正光委員、農業委員の6番委員小山田和義委員、推進委員の西

根北地区の3番委員齋藤徳重委員、推進委員の松尾地区の3番委員高橋憲一委員、推進委員の安代地区の3番委員三浦義春委員の5名でございます。また、事務局からは高橋主事と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和6年2月19日から令和6年3月15日までの間で、あっせんの申出は7件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は9件です。

申請番号1：田頭第24地割29-1、畑、1,960㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号2：平館第19地割90、田、173㎡を含む4筆1,970㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。なお、申請地は、令和4年に後藤川地区基盤整備対象農地として工事が行われ、今後は集約後の農地を耕作予定です。

申請番号3：松尾寄木第11地割371-1、田、741㎡を含む5筆3,491㎡です。売買による所有権

の移転です。申請地は今まで 譲受人が自己保全管理及び水稲を作付しており、権利取得後は牧草と水稲を作付予定です。

申請番号4：大更第4地割14-1、田、74㎡を含む5筆7,295㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理及び水稲を作付しており、権利取得後も同様に管理作付予定です。

申請番号5：平館第25地割270-1、田、629㎡を含む2筆2,196㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで 譲渡人が貸借契約していた農業者が水稲を作付けしており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号6：松尾第5地割376、畑、5,010㎡を含む26筆31,209㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで 譲受人が牧草及びデントコーンを作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号7：松尾第17地割84、田、1,564㎡を含む3筆4,626㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稲を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号8：松尾寄木第9地割79-2、田、2,701㎡を含む24筆68,048㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理及び水稲を作付しており、権利取得後は野菜と水稲を作付予定です。

申請番号9：松尾寄木第11地割345、田、770㎡を含む64筆63,717㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理及び水稲を作付しており、権利取得後は同様に管理及び野菜と水稲を作付予定です。

申請筆別明細は4ページ以降のとおりです。併せて、関係資料の1ページ以降に審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号3番 阿部正光委員 にお願いたします。

3番（阿部委員）

3番 阿部正光です。

申請番号1番ですが、位置は、田頭小学校から南東へ約500mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、JR平館駅から南へ約600m以内に点在しています。現況は、令和4年度まで、後藤川地区基盤整備の対象農地として工事され、一部農地は、地番上は、駅から南へ約740mの地点ですが、実際のほ場は、駅から南へ約600mの地点に集約されています。

申請番号3番ですが、位置は、柏台小学校から北東へ約2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、JR東大更駅から南東へ約2km以内に点在しています。現況は、田は稲刈り後で、畑は保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、平館高等学校から南へ約400mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、JR松尾八幡平駅から南西へ約2km以内の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号7番ですが、位置は、JR松尾八幡平駅から東へ約1.3kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号8番ですが、位置は、寄木小学校を中心に3.6km以内に点在しています。現況は、保全されておりました。

申請番号9番ですが、位置は、柏台小学校から東へ約3.1km以内の地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1：田の沢167-47、牧場、20,651㎡ほか2筆26,036㎡。

転用の目的は、賃貸借権設定による風力発電所の建設です。内容は、風力発電装置、作業場、道路、沈砂池等が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、土地収用法に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号3番 阿部正光 委員にお願いいたします。

3番（阿部委員）

3番の阿部正光です。

申請番号1番ですが、位置は安代総合支所から北西へ約6.2kmの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は、周囲に障害となる建物や高い樹木等がなく広く開けた高原地域で、風力発電に必要な風を効率よく利用できるため、選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の14ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料 12～18 ページ申請土地に係る位置図等につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：松尾寄木第1地割1589-1、公衆用道路、5,726㎡を含む447筆 415,751㎡。

当初の計画では、建売分譲住宅用地で令和18年3月末をもって完了する予定の申請案件で、平成3年4月18日に許可され、一部平成27年にも変更申請があったものです。変更の申請内容ですが、許可後において、大雨などの大災害が発生しており建売分譲計画から、防災施設として沈砂池及び避難用ヘリポートを建設するものになります。

続きまして、15ページ以降の筆別明細をご覧ください。先ほどご説明しました事業全体の筆数や面積は447筆 415,751㎡と申し上げましたが、今回の事業計画変更の農地対象地としては175筆 134,802.8㎡になります。登記地目が農地以外の部分（宅地や公衆用道路）も多くありますが、当初の許可を受けた後に地目変更登記をしていることを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号3番 阿部正光 委員にお願いいたします。

3番（阿部委員）

3番の阿部正光です。

申請番号1番ですが、位置は、柏台小学校から南東へ約3kmの地点です。

平成27年にも変更許可を得た転用事業計画では、建売分譲住宅用地を予定していましたが、近年経験したことのない豪雨により、区域内で何度か被災しました。その後、土砂災害警戒区域に指定され、現在も危険な状況となっております。このような状況から、住民の人命と財産を守ることが最優先と考え、新たに住宅を建設することを止め、沈砂池やヘリポートを整備した防災施設へ事業計画の変更を行いたいとのことであります。

申請地は当初の転用許可日から33年以上経過し、計画通りの転用事業を行っていなかったことは遺憾ですが、新たな計画により、確実に事業を遂行することが見込まれることから農地転用事業計画変更は承認できるものと判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について』

次に、議案第4号『農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について』を議題いたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の20ページをお開きください。今月の申請は3件になります。

本申請について、関連がありますので一括して説明します。

申請番号1：松尾第4地割10、畑、4,354㎡のうち、633.43㎡

申請番号2：上の山324-1、畑、1,780㎡のうち、711.8㎡

申請番号3：山岸59-3、畑、5,873㎡のうち、885.42㎡

当初の計画では、電気通信用中継施設で令和6年3月末をもって完了する予定の申請案件で、令和5年3月29日に許可されたものです。申請内容ですが、許可後において、諸事情により電気通信用中継施設の建設計画を全て中止することとなったため今回取消の申請がありました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の22ページをお開きください。今月の申請は4件になります。関係資料4～5ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：平笠第12地割65-26、畑、70㎡です。現況は、住宅敷地と一体的に利用しており、宅地化しておりました。

申請番号2：平館第25地割209-4、畑、962㎡を含む4筆4,608㎡です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

申請番号3：平館第25地割301-1、田、1,214㎡を含む2筆3,315㎡です。現況は、木が生い茂り原野化しておりました。

申請番号4：松尾寄木第2地割147-1、畑、511㎡を含む3筆6,479㎡です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号3番 阿部正光 委員に願います。

3番（阿部委員）

3番の阿部正光です。

申請番号1番ですが、位置は平笠小学校から北西へ約200mの地点です。現況は、宅地化しておりました。申請地は昭和50年頃、亡くなった兄が宅地との境界を確認せずに建築し、地目変更を行わず放置していたとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は平館高等学校から南へ約600mの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は周囲も山林に囲まれており、立地条件が悪く平成5年から不耕作となり放置していたとのことでした。

申請番号3番ですが、平館高等学校から南へ約900mの地点です。現況は、木が生い茂り原野化しておりました。申請地は自宅から遠く平成5年頃から不耕作となり放置していたとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は柏台小学校から北東へ約1.6km以内に点在しております。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、亡くなった父親の代は管理していたが、相続登記が完了後は市外へ転出したため耕作できず、放置していたとのことでした。

今回申請の農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

8番委員（松村委員）

はい。

議長（立柳会長）

はい、松村委員。

8番委員（松村委員）

8番の松村です。

3番の田圃の原野化ですが、農地の真ん中にありますね？そうすると、田圃止めて周りの影響というか、作付けには関係無いかもしれないけども、周りの農地がだんだんこれと同じくなる可能性はないのでしょうかということをお聞きして、そこら辺整理したいと思ってお聞きします。

事務局（佐々木農地調整係長）

関係資料の26ページに拡大図が有りますけども、この農地ですね現地を見ると周りを小さいコンクリート塀で囲っておりまして、完全に隣の農地と分断している状況となっておりますので、そこを含めて影響は無いだろうという判断から今回総会に上げた内容となります。

8番委員（松村委員）

ということは、これから農地見るとき農地の真ん中に何か建ったとき、コンクリートの畦畔とい

うか水止めを付けている所は結構有るのですよね、ここらは無いですけども。それが田圃でなくなるよということになると、これから優良農地を有効利用しなさいという様な形でいくとき、こういう事例があって、何て答えたら良いか今ちょっと苦慮しています。状況的に 10ha 以上ありますよね、こういうとこでそういうのをしても良いのかなというのが一番だ、あまり良い前例を作られると困ると思って。此処は良いですと両沼の方、バイパスの脇なんかは得に農地を変えたくてしようがなくという相談が有るので。農地として扱われるから放っておくと、そのうち農地でなくなるよという様な考え方をしている人が無きにしもあらずなので。そこら辺何か明確にこれは切っても良い、線をどこらへんで引けるか考えてもらいたいです。お願いします。

事務局（佐々木農地調整係長）

現場の状況を見て毎回総合的に判断するので、現地の状況をちゃんとチェックすることが重要ではありますけれども、昨年も松尾寄木の方で完全に山林化している所があった時に、振興局の方に確認を取ったのですが、適用外申請が来ると断らざるができないというのが大前提であります。ですので、所有者がどういう意向を持っているかということで、所有者が貸したいという意向があれば当然農地を分断する訳にはいかないの、その地区の委員さんとかに相談しながら農地を保全するために進めなければなりません、まず所有者がこの農地に対しどういう意向を持っているか確認し適用外申請をしたいというのであれば、我々は断ることはできないということになりました、しかも現地は原野化して 20 年以上経っているということでしたので。重要なのは適用外申請する前にこの農地をどうするかとか地元の委員さんと協議しながら極力こういう申請が来ない様に努めなければならない訳ではありますが、もしこういう状況の申請が来たらやらなければならないということもお知らせしておきます。よろしくお願いします。

議長（立柳会長）

ほかに、質疑・討論ありませんか？

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 5 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすること

に決定いたしました。

○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の26ページをご覧ください。

今月の申請は、更新1件、新規82件の全83件です。更新は、賃貸借権設定1件です。新規は、賃貸借権設定が48件で、そのうち中間管理機構を通した申請が42件、使用貸借権設定が30件で、そのうち中間管理機構を通した申請が26件です。所有権移転は4件で、そのうち中間管理機構を通した申請が3件です。

まずは、更新の賃貸借権設定です。

申請番号1番は松尾地区に係る申請です。

次に、新規の賃貸借権設定です。

申請番号2番は西根南地区に係る申請です。

申請番号3番～5番は西根北地区に係る申請です。

申請番号6番～7番は松尾地区に係る申請です。

次に、新規の使用貸借権設定です。

申請番号8番は、西根南及び西根北地区に係る申請です。

申請番号9番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号10番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号11番は、安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号12番は、西根南地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での賃貸借権設定です。

申請番号13番～14番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号15番～18番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号19番～50番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号51番～54番は、安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号55番～60番は西根南地区に係る申請です。

申請番号61番～74番は西根北地区に係る申請です。

なお、そのうち申請番号67番と68番は松尾地区にまたがる申請です。

申請番号75番～76番は松尾地区に係る申請です。

申請番号77番～80番は安代地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号81番～82番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 83 番は松尾地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の 41 ページ以降に記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号 4 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 2 番 田村昭雄 委員の退席を求めます。

（2 番 田村 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号 4 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 4 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号 4 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 2 番 田村昭雄 委員の着席を求めます。

（2 番 田村 委員 着席確認）

引き続きまして、申請番号 11 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 3 番 阿部正光 委員の退席を求めます。

(3番 阿部 委員 退席確認)

議長 (立柳会長)

これより、申請番号11番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号11番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号11の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号3番 阿部正光 委員の着席を求めます。

(3番 阿部 委員 着席確認)

引き続きまして、申請番号18番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 中村一彦 委員の退席を求めます。

(11番 中村 委員 退席確認)

議長 (立柳会長)

これより、申請番号18番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号18番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号18の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号11番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(11番 中村 委員 着席確認)

議長 (立柳会長)

これより、申請番号4番、11番、18番を除く議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号4番、11番、18番を除く議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第7号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (恩賀主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 60 ページをご覧ください。今月の案件は 5 件です。

申請番号 1 から申請番号 3 は関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

申請番号 1 は、令和 5 年 2 月総会で許可、申請番号 2 は、令和 4 年 6 月総会で許可、申請番号 3 は、令和 3 年 12 月総会で許可を受け、それぞれ農地中間管理機構から、前権利設定人に農用地利用集積計画または配分計画により貸し付けられましたが、その後、令和 5 年 11 月をもって前権利設定人と中間管理機構が解約した農地です。今回申請は、農地中間管理機構から、それぞれの耕作者に新規で農地を配分する促進計画案の作成です。

続きまして、申請番号 4 は、令和 3 年 5 月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用配分計画により貸し付けられた農地です。今回申請は、権利設定人つまり耕作者の変更に伴う促進計画案の作成で、計画内容は、現行のと通りの再配分となります。

続きまして、申請番号 5 は、令和元年 5 月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用配分計画により貸し付けられた農地です。今回申請は、権利設定人つまり耕作者の変更に伴う促進計画案の作成で、計画内容は、現行のと通りの再配分となります。

各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 7 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 7 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第 7 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 8 号『令和 6 年度農作業労賃と機械利用料金標準表について』

議長（立柳会長）

議案第8号『令和6年度農作業労賃と機械利用料金標準表について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（遠藤主事）

総会資料の63ページ、64ページをお開き願います。

冒頭に議案文章中の訂正がございます。

「令和6年度農作業労賃と機械利用料金標準額表」と書かれた部分が2箇所ございますが、「額」を削除願います。

これは告示の表現と合わせるためです。

大変申し訳ございませんでした。

（提案理由朗読後、内容説明）

それでは提案内容についてですが、令和5年度策定分からの変更点を中心に説明をさせていただきます。

1. 名称：「令和6年度 農作業労賃と機械利用料金参考表」に変更します。

2. 人力の部：水田作業、畑作業の時間給の増額をします。オペレーターの時間給の増額、端数を10円単位で切り上げて記載します。

3. 機械の部：①参考額を変更します（令和5年度分より一律3%の増額）。但し、水田の乾燥及び梱包（ラッピングマシン）の項目は除きます。②価格の端数を10円単位で切り上げ、表を税込額、うち税額と並べて記載します。③水田の畦畔等草刈の項目について、肩掛けとオフセットモアに分け、単位：1時間（肩掛け）、1m（オフセットモア）、オフセットモアの価格：税込50円とします。④(1)水田の乾燥の参考額は、新岩手農業協同組合の価格に合わせます。（水分の割合を5段階とし、令和5年度の新岩手農業協同組合の価格を掲載します。また備考に「令和6年度については新岩手農業協同組合の価格が決定次第、同額とする」と記載します）。(2)調製の項目の備考に記載した色彩選別の文章を変更します。⑤梱包（ラッピングマシン）の参考額を変更します（令和5年度分より34%の増額）。

4. その他：①遠方までの移動料について、一言追記します。②下部の農業者年金、全国農業新聞に関する説明の記載については、スペースの確保のため削除します。

変更点は以上となります。

今後の流れでございますが、本日の総会で決定となりましたら、総会資料の64ページの表について市ホームページへの掲載、行政連絡員を通じた市内全戸配布を行う予定です。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第8号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第8号『令和6年度農作業労賃と機械利用料金標準表について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第9号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』

議長（立柳会長）

次に、議案第9号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

(提案理由朗読後、内容説明)

それでは、議案の説明に入らせていただきます。総会資料の66ページをお開きください。別紙、八幡平市農業委員会事務局職員の任免についてとなります。

(別紙資料内容の説明)

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第9号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第9号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第9号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時08分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第12回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年4月25日

会 長 _____

9番委員 _____

11番委員 _____

令和5年度

第12回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和6年3月25日（月）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第12回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
 - 議案第4号 農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について
 - 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
 - 議案第8号 令和6年度農作業労賃と機械利用料金標準表について
 - 議案第9号 八幡平市農業委員会事務局職員の任免について
- 5 閉 会